

財団法人日本消化器病学会寄附行為

第1章 総 則

- 第1条 この法人は、財団法人日本消化器病学会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座8丁目9番13号内に置く。
- 2.この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第3条 この法人は、消化器およびその疾患に関する基礎的および臨床的研究の奨励を為し、もって消化器病学の向上発展をはかり、人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1.消化器疾患に関する研究発表および討議のための学術集会の開催
 - 2.機関誌の刊行
 - 3.消化器疾患の診断、治療に関する医師補習教育講演会等の開催および専門医育成のための講習の実施ならびに講演会等の開催
 - 4.消化器疾患の研究者に対する研究助成
 - 5.消化器疾患に対する一般の関心を高める目的の集会および出版
 - 6.消化器病の専門医の認定のための教育病院の指定と認定試験の実施
 - 7.世界消化器病学会に対する国際協力
 - 8.その他前条の目的達成のために必要な事業

第3章 資産及び会計

- 第5条 この法人の資産は、次の各号からなる。
- 1.この法人設立のとき日本消化器病学会から引き継いだ及び設立者の寄附した別紙財産目録記載の財産
 - 2.資産より生ずる収入
 - 3.事業に伴う収入
 - 4.寄附金品
 - 5.会費
 - 6.その他の収入
- 第6条 この法人の財産を分けて基本財産及び運用財産とする。基本財産は次の各号のものをもって構成しその他の財産はすべて運用財産とする。
- 1.前条第1号の財産目録中基本財産の部に記載する財産
 - 2.前号以外の財産であって理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
寄附金品であって寄附者の指定あるものは、その指定に従う。
- 第7条 基本財産の内現金は、理事会の決議により、国債又は確実な有価証券を購入するか又は確実な銀行の定期預金とする等確実な方法によって理事長が管理する。
- 第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、事業遂行上已むを得ない事由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経且つ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。
- 第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度開始前理事長が編成し理事会の議決を経て文部科学大臣に届出なければならない。
事業計画及び収支予算を変更する場合も同じである。

第 11 条 この法人の決算は、事業年度終了後 3 箇月以内に理事長が作成し財産目録、事業報告書、正味財産増減計算書及び貸借対照表とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。この法人の決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第 12 条 第 8 条の但し書き及び収支予算で定めるものを除く外新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 13 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月末日に終る。

第 4 章 役員、評議員及び職員

第 14 条 この法人に次の役員及び評議員を置く。

役員は次の通りとする。

1. 理事 16 名以上 20 名以内（理事長 1 名を含む）
2. 監事 2 名以上 4 名以内

評議員は次の通りとする。

3. 評議員 135 名以上 160 名以内

第 15 条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2. 理事長は、理事の互選で定める。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
5. 役員の報酬は、別途役員の報酬・退職金に関する規程に定める。

第 16 条 評議員は、維持会員のうちから理事会の決議を経て選出し理事長がこれを委嘱する。

2. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
3. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第 17 条 理事は理事会を組織し、この寄附行為に定めるものの他、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

第 18 条 理事長は、この法人を代表し業務を統理する。

理事長は、理事若干名に事務の分担を命ずることができる。

理事長に事故ある場合又は欠けた場合は、理事長があらかじめ指定した理事がその職務を代行する。

第 19 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 20 条 評議員は、評議員会を組織し、此の寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 21 条 この法人の役員及び評議員の任期は次の通りとする。但し、再任を妨げない。

1. 理事 2 年
2. 監事 2 年
3. 評議員 2 年

補欠又は増員による役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員及び評議員はその任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

役員及び評議員はこの法人の役員及び評議員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決をもってこれを解任することができる。

この場合、理事会および評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第22条 この法人に、学会長1名、名誉会長1名、及び顧問若干名を置くことができる。

学会長および名誉会長並に顧問は、理事会及び評議員会において推挙する。

名誉会長、学会長、及び顧問は理事長の諮問に応ずる。

第23条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。

職員は、理事長が任免する。

職員は、有給とする。

第5章 会 議

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集し、その議長となる。

また、理事長は必要があれば臨時理事会を招集することができる。

但し理事3分の1以上から会議の目的事項を示して理事会の招集の請求があったときは、理事長は、1箇月以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ開くことができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。

第26条 理事会は、次に掲げる事項について、評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項

2. 事業報告及び収支決算に関する事項

3. 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項

4. 寄附行為の変更並に解散

5. 長期借入金についての事項

6. 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

7. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

第24条及び前条は、評議員会にこれを準ずる。この場合において、第24条及び前条中「理事会」及び「理事」とあるは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第27条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名が署名押印の上これを保存する。

第6章 会 員

第28条 この法人に会員を置くことができる。

会員はこの法人の趣旨目的に賛同して毎年所定の金額を会費として納めるものとする。

会費、入会規程は別途定める。

会員を分けて次の4種とする。

1. 維持会員

2. 賛助会員

3. 特別賛助会員

4. 名誉会員

第29条 会員は機関誌の配布を受ける外、集談会その他の会合に招集を受け、又は所定の手続きによりこの法人所属の施設その他研究資料等を利用することができる。

第30条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 脱退

2. 死亡、失踪宣告又はこの法人の解散

3. 除名

第31条 会員で脱退しようとするものは、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第32条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

1. 会費を滞納したとき

2. この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

第33条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第7章 寄附行為の変更並びに解散

第34条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第35条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

第37条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書および事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号、第3号、第4号の書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第2号及び第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第38条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。